

広島県内図書館相互協力に関する協定書

広島県大学図書館協議会を甲とし、広島県公共図書館協会を乙として、甲と乙は次のとおり協定書を取り交わした。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互理解のもとに幅広い連携協力により、図書館サービスの充実及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とする。

(相互協力)

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 資料の相互貸借に関する事項
- (2) 資料の文献複写に関する事項
- (3) その他図書館間協力に関する事項

2 前項の相互協力の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

(会議)

第3条 甲及び乙の連携協力の推進並びに情報交換のために、連絡会を設置する。

2 前項の連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第4条 この協定書について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第5条 この協定の改廃は、甲及び乙の承認によるものとする。

以上のとおり協定書を取り交わしたことを証するため、この証書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印をして、各々その1通を所持する。

平成18年7月13日

甲 東広島市鏡山一丁目2番2号
広島県大学図書館協議会
代表幹事館 広島大学図書館

館長 位 藤 邦 生 

乙 広島市中区千田町三丁目7番47号
広島県公共図書館協会

会長 稲 田 聖 三 